

4種混合ワクチン導入!

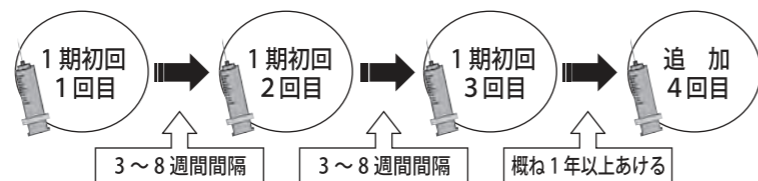
平成24年11月1日より、4種混合ワクチン(DPT-IPV)が導入されることになりました。

◆4種混合ワクチン(DPT-IPV)とは?◆

- DPT(ジフテリア・百日せき・破傷風)と不活化ポリオが混合されたワクチンです。
- 1期初回3回、追加1回、合計4回の接種が必要です。
- 4種混合ワクチン対象者は、**3種混合ワクチン(DPT)、生ポリオワクチン、単独不活化ポリオワクチンのいずれも未接種の方が対象となります。**

接種方法

対象年齢：3ヶ月～7歳半未満



※接種する際は、母子手帳の予防接種履歴の確認を必ず行いましょう!

なお、平成24年10月末に通知するお子さん(平成24年7月生まれ)からは、4種混合ワクチンの案内をします。予診票等が届かない場合は、福祉部福祉課までお問い合わせください。

《注意事項》

平成24年11月1日までに……

- ・3種混合ワクチン(DPT)1回以上
- ・生ポリオワクチン1回
- ・単独不活化ポリオワクチン1回以上

いずれかのワクチンを既に接種した方は



原則として、3種混合ワクチン(DPT)と単独不活化ポリオワクチンの組み合わせでの接種となります。

(DPT：合計4回、単独不活化ポリオワクチン：合計4回)

ただし、単独不活化ポリオワクチンの追加接種(4回目)は、現時点では任意接種のため自己負担での接種です。

お問い合わせ 福祉部福祉課 母子保健係 ☎945-5311

11月保健事業日程

月日	曜日	事業名	対象者	実施場所	使用室	受付時間
11/4	日	住民健診	未受診者	社会福祉センター	大広間	8:00～10:00
11/8	木	3歳児健診	H21.5.28生まれ～H21.7.18生まれ	社会福祉センター	全館	13:30～14:15
11/11	日	あがりティーダウォーキング	関心のある方	あがりティーダ公園		8:00～
11/15	木	1歳半健診	H23.3.7生まれ～H23.4.7生まれ	社会福祉センター	大広間	13:30～14:15
11/25	日	乳児健診(午前)	H23.12.22生まれ～H24.2.21生まれ	社会福祉センター	全館	9:00～10:30
11/25	日	乳児健診(午後)	H24.6.27生まれ～H24.8.26生まれ	社会福祉センター	全館	13:00～14:30
11/26	月	BCG	3ヶ月～6ヶ月未満	沖縄県総合保健協会		15:30～16:00
12/6	木	2歳児歯科健診	H22.6.3生まれ～H22.9.2生まれ	社会福祉センター	大広間	13:30～15:00
12/9	日	あがりティーダウォーキング	関心のある方	あがりティーダ公園		8:00～

国際標準規格 ISO9001:2008 認証取得 預かり金保証制度(国庫補助事業) 加入会社

Since1981 沖縄県知事免許(9)第0928号
あなたのホームプランナー
南新物産

地域の不動産業で31年

不動産管理・賃貸仲介・売買仲介・有効活用相談
不動産のことでしたら何なりとお申し付け下さい。



ナンちゃん®

南風原本店 〒901-1104 沖縄県南風原町宮平641番地の7
TEL:098-889-4007 FAX:098-889-4033 http://www.nanchan.co.jp E-mail hae@nanchan.co.jp

後納制度の納付が始まりました

～国民年金保険料の納付可能期間が延長されます～

これまで、国民年金保険料を納め忘れたまま2年を超えると保険料を納めることができませんでした。しかし今年の10月から3年間に限り、過去10年以内の納め忘れた保険料を納めることができる、後納制度が始まりました。

過去10年以内の保険料を納めることで、将来の年金額を増やしたり、年金の受給権につなげることができるようになります。また「年金機能強化法」により、平成27年10月からは受給資格期間が10年(120月)に短縮されることが予定されています。

これまで受給資格期間を満たさなかった方が年金を受給できる場合や、後納制度を利用することで受給できるようになる場合があります。

※ 後納制度は事前申込みが必要ですが、審査の結果、後納制度による納付を利用できない場合があります。詳しくは「国民年金保険料専用ダイヤル」またはお近くの年金事務所へお問い合わせください。



お問い合わせは『国民年金保険料専用ダイヤル』へ!

0570-011-050

浦添年金事務所 ☎877-0511 福祉部福祉課年金係 ☎945-5311



「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が発行されます。

～年末調整・確定申告まで大切に保管を!～



- 国民年金保険料は所得税及び住民税の申告において、全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。
- 社会保険料控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が義務付けられています。このため、平成24年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付した方には、11月上旬に日本年金機構本部から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送付されます。年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書(又は領収証書)を添付してください。
- 10月1日から12月31日までの間に、今年のはじめて国民年金保険料を納付した方には、翌年の2月上旬に送付されます。
- ご家族の国民年金保険料を納付した場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができます。ご家族あてに送られた控除証明書を添付のうえ申告してください。
- 「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」についてのご照会は、控除証明書のはがきに表示されている番号にお問い合わせください。

西原町指定給水装置工事事業者 水まわりの非常事態には

(有)ゆいまーる水道

年中無休 見積無料 ☎0120-049-939

